

平成 24 年度第 1 回大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会の概要

1 平成 24 年度第 1 回リサイクル製品認定部会の審議結果について

知事から諮問のあった別紙のリサイクル製品 22 件について、平成 25 年 2 月 22 日にリサイクル製品認定部会を開催し、認定基準への適合状況等について調査審議を行った。その内訳は、今回初めての認定申請するものが 13 製品、認定期間（3 年）満了に伴い再申請するものが 9 製品であり、製品の種類は、タイルブロック、再生舗装材、プラスチック製品、ガラス製品及び紙製品であった。

審議の結果、諮問のあった別紙のリサイクル製品 22 件について、認定することが適当と認められた。

2 リサイクル製品の現況

認定状況 281 製品（71 事業者）〔平成 24 年度末現在〕

参 考

大阪府リサイクル製品認定制度について

○大阪府循環型社会形成推進条例 抜粋
(再生品の認定及び普及)

第 12 条 知事は、循環資源の循環的な利用を促進し、及び循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成するため、再生品のうち、別に定めるところにより循環資源の循環的な利用の促進に特に資するものを、事業者の申請に基づき認定し、及びその普及に努めるものとする。

○大阪府リサイクル製品認定制度について

対象：府内で排出された循環資源（廃プラ、古紙、コンクリートがら等）を使用して国内のプラントで再生した製品

・申請手数料・・・1 申請につき 18,000 円

認定：6、11 月の年 2 回募集し、10 月 1 日、3 月 1 日付けで認定。認定期間 3 年間。

基準：リサイクル製品認定要領で認定基準を定める。

(循環資源の使用率、環境への配慮、JIS 規格等への適合など)